

(仮称) 野洲市立病院整備基本構想検討委員会 委員名簿

<12名>

区 分	所属・団体など	委 員	備 考
学識関係者	滋賀医科大学	学長 馬場 忠雄	
	京都大学医学研究科	教授 福山 秀直	
	公益社団法人 医療・病院管理研究協会	調査企画部長 川島 英樹	
	滋賀県看護協会	会長 石橋 美年子	
市内医療機関等 の関係者	守山野洲医師会	会長 堀出 直樹	
	特定医療法人社団御上会 野洲病院	病院長 岡田 裕作	
行政関係者	滋賀県	健康福祉部次長 角野 文彦	
市民の代表者	野洲市自治連合会	会長 林 賢治	
	野洲市PTA連絡協議会	代表 寺浦 亜由美	
	野洲市老人クラブ連合会	会長 山本 勇作	
	公募委員	大木 正彦	
	公募委員	坂 真佐子	

(仮称) 野洲市立病院整備基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 野洲市立病院整備基本構想 (以下「基本構想」という。) の策定に当たり、市民や学識経験者等の意見を広く取り入れ検討するため、(仮称) 野洲市立病院整備基本構想検討委員会 (以下「検討委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、市長に提言する。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内医療機関等の関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 市民の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議 (以下「会議」という。) は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、政策調整部企画調整課地域戦略室において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、検討委員会が市長に第2条に規定する提言を行ったときにその効力を失う。

付 則

この告示は、平成25年10月21日から施行する。